

第4次大阪市エイズ対策基本指針の概略(案)

大 目 標	今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる (令和2年:19人 → 令和8年目標値:16人以下)	副 次 目 標	○年間のHIV検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にする (令和2年度:8,540人 → 令和8年度:12,000人以上) ○年間のMSMのHIV検査受検者数を今後5年間で50%増加させる (令和2年度:2,377人(推計値) → 令和8年度:3,500人以上(推計値)) ○新規報告数(HIV感染者+エイズ患者)に占めるエイズ患者の割合を毎年20%以下にする (平成29年～令和2年平均:21.6% → 毎年20%以下)
----------------------	---	----------------------------	--

	事業目標	具体的な取り組み方針	評価指標
1 正しい知識の普及啓発	1. 市民に対し、正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての正確な情報を周知する。 2. HIV・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。	1. 広域的な普及啓発	大阪市ホームページ(HIV等検査のページ)の閲覧数を今後5年間で25%増加させる
		2. ターゲット層への普及啓発 (1) 個別施策層 ア MSM対象 イ SW対象 ウ 薬物使用者対象 (2) 青少年対象 (3) 外国人対象	MSMの過去6か月間のコンドーム常用割合を今後5年間で5%増加させる MSM受検者で過去に検査を受けたことのある方のうち過去1年の間に受けている者の割合を今後5年間で70%以上にする
			SW受検者で過去に検査を受けたことのある方のうち過去6か月の間に受けている者の割合を今後5年間で70%以上にする
			全市立中学校のうち、HIV研修を受講した教職員が在籍する学校の割合を毎年70%以上にする
			HIV研修受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合を毎年90%以上にする
2 HIV検査・相談体制の充実	1. 市民がHIV感染を早期に把握できるよう、利便性にも配慮し、安心して検査・相談が受けられるような検査・相談体制を構築する。 2. 市民や医療機関等に対し、検査・相談体制について、あらゆる機会を通じて広く周知する。	1. 常設検査・相談の体制整備 2. イベント検査・相談等の実施 3. 広報等	HIV検査受検者数(副次目標) MSMのHIV検査受検者数(副次目標)
3 HIV陽性者の生活支援のための保健・医療・福祉の連携強化	1. 保健・医療・福祉の連携により、地域におけるHIV陽性者の支援体制を整え、HIV陽性者が安心して生活できる環境づくりを行う。 2. 高齢化に伴う合併症等の問題を抱えたHIV陽性者を支援するため、長期療養の環境整備を行う。	1. 連携体制の充実 2. 医療及び福祉関係者への意識啓発	研修受講後、HIV陽性者の受け入れを肯定した福祉関係者を毎年70%以上にする
4 施策の実施状況とその効果の分析・評価	状況の変化への迅速な対応と効果的かつ効率的な実施のために的確な評価を行える体制を整え、HIV・エイズの発生动向や施策・事業の実施状況等を調査・分析するとともに、進捗管理と対策の見直し等の検討を行う。	1. エイズ対策評価委員会の開催 2. 関係団体・関係機関連携会議の開催 3. 感染症発生动向調査解析評価検討会の開催	指針の対象期間には、進捗状況等を評価し、その結果を施策にフィードバックしていくことが重要であるため、評価委員会等で評価する

第3 大目標・副次目標・基本施策および具体的な取り組み

1 大目標・副次目標

大目標

今後5年間でエイズ患者報告数を15%減少させる

令和2年：19人 → 令和8年目標値：16人以下 (15%減少：16.15人)

令和2年 実績値	令和8年 目標値	年次別目標値				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
19人	16人以下	19人	19人	18人	17人	16人以下

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度のH I V検査受検者は前年度に比べ激減し(大阪市△38.3%、国△51.5%)、今後、H I V感染を早期発見できずにエイズ発症後に発見される患者の増加が懸念される状況にある。現状では、新型コロナウイルス感染症による影響が予測困難であり、今後の動向がつかめないため、令和5年までは現状の患者数以下を目標値とし、以降3年間で毎年5%減少させることにより、令和8年までに現在より15%減少させることを目標とする。

副次目標(1)

年間のH I V検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にする

令和2年度：8,540人 → 令和8年度：12,000人以上

令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	年度別目標値				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8,540人	12,000人以上	9,232人	9,924人	10,616人	11,308人	12,000人以上

第3次指針では、「H I V検査を毎年12,000人以上受検する」ことを目標にし、平成31年度までは目標を達成していたが、令和2年度は前述のとおりH I V検査受検者が激減し、目標達成には至らなかった。なお、過去にも、平成21年度の新型インフルエンザ感染症の流行時にH I V検査受検者数の減少がみられている。今後の新型コロナウイルス感染症の動向がつかめない中ではあるが、第3次指針の実績を踏まえ、H I V検査受検者数を今後5年間で12,000人以上にすることを目標とする。

副次目標(2)

年間のMSMのH I V検査受検者数を今後5年間で50%増加させる

令和2年度：2,377人(推計値) → 令和8年度：3,500人以上(推計値)

令和2年度 推計値	令和8年度 目標推計値	年度別目標値(推計値)				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,377人	3,500人以上	2,615人	2,852人	3,090人	3,328人	3,500人以上

第3次指針では、「年間のMSMのH I V検査受検者数を今後5年間で50%増加させる」ことを目標にし、平成31年度までは目標を達成していたが、MSMのH I V検査受検者数も令和2年度に減少した。本市におけるH I V感染者の約4分の3がMSMであることから、より多くのMSMがH I V検査を受検し感染拡大予防の観点からも早期発見する必要がある。そのため、MSMのH I V検査受検者数については、令和2年度を基準値とし、今後5年間で50%増加させることを目標とする。

なお、MSMの受検者数については、次の①と②の和により推計人数を算出する。

①3区保健福祉センター、委託検査場のMSM受検者数

「検査をうける人を対象としたアンケート」の結果からMSM受検割合を算出し、H I V検査受検者数に乗じて算定

②MSM向けH I V検査における受検者数

副次目標(3)

新規報告数(H I V感染者+エイズ患者)に占めるエイズ患者の割合を毎年20%以下にする
平成29年～令和2年平均:21.6% → 毎年20%以下

平成29年 ～令和2年 実績割合 (平均)	令和8年 目標割合	年次別目標割合				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
21.6%	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下

第3次指針では、「新規報告数(H I V感染者+エイズ患者)に占めるエイズ患者の割合を今後5年間で15%以下にする」ことを目標にしたが、目標達成には至らなかった。

平成29年から令和2年の実績割合の平均が21.6%(国:29.2%)であり、今後の新型コロナウイルス感染症の動向がつかめない中ではあるが、今後5年間は毎年20%以下とすることを目標とする。

2 基本施策と具体的な取り組み方針

基本施策1 正しい知識の普及啓発

【事業目標】

1. 市民に対し、正しい知識や検査・相談体制・医療体制等についての正確な情報を周知する。
2. HIV・エイズに対する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見をなくすとともに、個人の感染予防行動がとりやすくなるような地域・学校・職場等の環境を醸成する。

【具体的な取り組み方針】

1. 広域的な普及啓発

- ① 本市ホームページ・SNS・啓発媒体の充実を図る。

《数値目標》大阪市ホームページ（HIV等検査のページ）の閲覧数を今後5年間で25%増加させる

《評価方法》ホームページ解析による1年間の閲覧数の実績により把握

令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	年度別目標値				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
84,155回	105,000回 以上	88,363回	92,571回	96,778回	100,986回	105,000回 以上

- ② あらゆる機会において、U=Uを周知するとともに、認知状況の把握に努める。
- ③ 職場における偏見・差別を解消し、HIV陽性者が安心して就労できる環境整備を図るため、出前講座の実施や産業保健分野と連携して、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ④ 本市の関係部署と連携し、地域・学校・職域等において、HIV・エイズに関する啓発を行う。
- ⑤ 大阪府及び府内の保健所設置市や公益財団法人エイズ予防財団等の関係団体と連携し、エイズ予防週間等に合わせたエイズ予防啓発事業を実施する。

2. ターゲット層への普及啓発

(1) 個別施策層

ア MSM対象

MSMが正しい知識を身に付け、検査受検や正しい予防行動がとれるよう普及啓発を行う。

- ① 本市で実施する検査やイベントの機会をとらえ、適切なコンドームの使用方法、定期的な検査受検、P r E Pに関する正しい知識等、セーフターセックスの観点から予防啓発を行う。
- ② MSMに対する受検広報や予防啓発については、MSM支援のコミュニティセンターを運営するNGO等と連携し、MSMに関する現状等の把握に努めるとともに、NGO等の経験やノウハウを活かした効果的な啓発活動を行う。
- ③ MSMが地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。

《数値目標》MSMの過去6か月間のコンドーム常用割合を今後5年間で5%増加させる

《評価方法》大阪市が実施したH I V検査会場での受検者アンケートにより把握

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
30.1%	35%以上	31%	32%	33%	34%	35%以上

《数値目標》MSM受検者で過去に検査を受けたことのある方のうち過去1年の間に受けている者の割合を今後5年間で70%以上にする

《評価方法》大阪市が実施したH I V検査会場での受検者アンケートにより把握

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
61.1%	70%以上	62%以上	64%以上	66%以上	68%以上	70%以上

イ 性風俗産業の従事者（SW：セックスワーカー）対象

SWが正しい知識を身に付け、予防を意識した行動が行えるよう、また、安心して検査や医療が受けられるよう普及啓発を行う。

- ① 支援団体、性風俗関係者との関わりの中から、SWの現状等の把握に努めるとともに、これまで検査を受けたことのない方にも、安心して検査や医療が受けられるよう効果的な情報発信を行う。

- ② 検査等の機会をとらえ、適切なコンドームの使用方法、定期的な検査受検、P r E Pに関する正しい知識等、セーフターセックスの観点から予防啓発を行う。
- ③ S Wが地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。

《数値目標》 S W受検者で過去に検査を受けたことのある方のうち過去6か月の間に受けている者の割合を今後5年間で70%以上にする

《評価方法》 大阪市が実施したH I V検査会場での受検者アンケートにより把握

令和2年度 実績割合	令和8年度 目標割合	年度別目標割合				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
61.6%	70%以上	62%以上	64%以上	66%以上	68%以上	70%以上

ウ 薬物使用者対象

覚せい剤などの薬物使用は感染予防を行う判断力を低下させるため、薬物使用者はH I V感染のリスクが高くなる。

薬物使用者がH I Vに関する正しい知識を身につけ、検査受検や正しい予防行動がとれるようハームリダクションの視点で普及啓発を行う。

- ① 薬物依存症者への支援を行っているN G O等の団体や関係機関、本市関係部署と連携し、薬物使用者に対する効果的な普及啓発を行う。
- ② N G O等の団体や関係機関、本市関係部署と連携し、薬物使用者の現状を把握する。

(2) 青少年対象

ア 学校現場での教育の促進

学校現場におけるH I V/エイズ・性感染症の予防教育は、学校卒業後の予防行動にも影響を与える重要な役割がある。スマートフォンやタブレットの普及により性に関する情報に低年齢から触れる可能性が高くなっている中、早期から正しい知識を身に付け、発達段階に合わせた包括的性教育が必要である。

そのためには、学校教育との連携を強化して、教職員への研修や活用できる教育資材の配布により、効果的なH I V/エイズ・性感染症の予防教育が行えるよう支援が必要である。

- ① 教育委員会事務局と連携し、教職員に対しH I V感染症・性感染症に関する研修を実施する。また、活用できる教育資材を提供するなど、性教育を行う教員等への支援を行う。

《数値目標》全市立中学校のうち、H I V研修を受講した教職員が在籍する学校の割合を毎年70%以上にする

《評価方法》教職員向けのH I V研修実績により把握

平成 29 年度～ 令和 2 年度 実績割合 (平均)	年度別目標割合				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
38.6%	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上

《数値目標》H I V研修受講後、受講内容を生徒の教育に活かすと答えた教職員の割合を毎年90%以上にする

《評価方法》教職員向けのH I V研修後のアンケートにより把握

平成 29 年度～ 令和 2 年度 実績割合 (平均)	年度別目標割合				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
95.8%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

- ② 生徒向けにH I V・エイズ、性感染症の予防啓発媒体を作成し、学校を通じて配布や情報提供を行う。予防啓発媒体については、生徒自身が本市ホームページ等にアクセスして正しい情報が得られるよう工夫する。
- ③ 地域の特性を踏まえたH I V感染症・性感染症に関する情報提供や、学校からの依頼に応じて講座を実施する等、地域・学校・学校関係者・P T A等への支援を行う。

イ 青少年に対する正しい知識の普及

- ① 本市ホームページにてH I V・エイズに特化した特設ページを作成し、基本知識や検査・相談に関する情報の入手を容易にする。また、S N Sを活用した情報発信を充実する。
- ② H I V・エイズに対する理解を深め、誤った認識やイメージを変えられるようなポスター・リーフレット・動画等の啓発媒体を作成し広く啓発する。

(3) 外国人対象

外国人が理解できる言語で検査や相談、医療が受けられるよう、H I Vに関する情報提供や啓発を行う。

- ① 在留外国人がH I V・エイズに関する情報を容易に入手できるよう、本市ホームページや啓発媒体を充実させる。

- ② 外国人支援を行うNGO等の団体や関係機関、本市の関係部署、外国人コミュニティ等と連携を図り、外国人の現状を把握するとともに効果的な普及啓発を行う。
- ③ 外国人が地域において安心して相談ができるように、区保健福祉センターの職員や検査従事者等を対象とした研修を行う。
- ④ 観光・仕事等で一時滞在する訪日外国人に対しては、大阪・関西万博による外国人の増加や言語の多様化を視野に入れ、大阪府等関係機関と協働した対策を行う。

基本施策 2 HIV検査・相談体制の充実

【事業目標】

1. 市民がHIV感染を早期に把握できるよう、利便性にも配慮し、安心して検査・相談が受けられるような検査・相談体制を構築する。
2. 市民や医療機関等に対し、検査・相談体制について、あらゆる機会を通じて広く周知する。

【具体的な取り組み方針】

(1) 常設検査・相談の体制整備

- ① ニーズ把握のためにアンケートを実施し、利便性に配慮した検査機会や方法について検討するなど、受検しやすい体制づくりを整備する。
- ② MSMがより多く受検・相談できる環境づくりを行う。
- ③ 外国人が理解できる言語で検査・相談が受けられるような体制を整備する。
- ④ 検査や検査結果説明の機会をとらえて、U=UなどHIV・エイズの正しい知識の普及を行い、継続して検査受検することや予防行動がとれるよう健康教育を行う。
- ⑤ 郵送検査の活用について、国の見解を注視しながら、適宜対応を検討する。

(2) イベント検査・相談等の実施

- ① ターゲット層向けのイベント検査をNGO等と連携し実施する。
- ② 啓発ツールとして効果的なイベント検査を実施する。

(3) 広報等

- ① ホームページの充実、Twitterの活用等により、検査についての積極的な啓発活動を実施する。
- ② ターゲット層に届きやすい周知方法をNGO等と検討し実施する。
- ③ PrEPについては、国の見解を注視しながら、定期受診できる医療機関等の体制について把握する。

基本施策3 HIV陽性者の生活支援のための保健・医療・福祉の連携強化

【事業目標】

1. 保健・医療・福祉の連携により、地域におけるHIV陽性者の支援体制を整え、HIV陽性者が安心して生活できる環境づくりを行う。
2. 高齢化に伴う合併症等の問題を抱えたHIV陽性者を支援するため、長期療養の環境整備を行う。

【具体的な取り組み方針】

(1) 連携体制の充実

- ① エイズ治療拠点病院等が実施する定例会議や意見交換会等へ継続的に参加し、HIV陽性者の医療上・生活上の問題点を把握するとともに、平時から、拠点病院との連携を密にし、患者支援の体制づくりを行う。
- ② エイズ治療拠点病院等からの要請に応じ、専門カウンセラーを派遣する。
- ③ 療養支援協力施設の把握に努めてエイズ治療拠点病院へ情報提供するとともに、エイズ治療拠点病院等からの依頼に応じて受け入れ施設への研修や受け入れについての調整など、HIV陽性者の支援にかかるコーディネートを行う。
- ④ 各区保健福祉センターは、コーディネーター的役割として、地域の関係機関・介護事業者等と連携してHIV陽性者の療養支援を行うとともに、必要に応じて、関係者会議等を開催し、支援体制等の検証を行う。

(2) 医療及び福祉関係者への意識啓発

- ① HIV陽性者のHIV診療・日常診療がスムーズに行えるよう、大阪府、府医師会、府歯科医師会、エイズ治療拠点病院及び地域医療機関等との連携を図る。
- ② 市内の医療機関・介護・福祉事業者に対し、U=U等の最新の正しい知識を伝え、HIV陽性者の受入れに対する不安や過剰な防衛意識を軽減し、HIV陽性者への共感的理解を深めることができるような啓発を行う。
- ③ 本市関係部署と連携し、福祉関係者が受講しやすい研修方法について検討・実施し、研修受講者を増加させる。

《数値目標》研修受講後、H I V陽性者の受け入れを肯定した福祉関係者を毎年70%以上にする

《評価方法》福祉関係者向けのH I V研修後のアンケートにより把握

平成29年度～ 令和2年度 実績割合(平均)	年度別目標割合				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
55.6%	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上

- ④ 区保健福祉センターが地域において医療・福祉関係者と連携してH I V陽性者の療養支援を行えるよう、区保健福祉センター職員を対象とした研修を行う。

基本施策4 施策の実施状況とその効果の分析・評価

【事業目標】

状況の変化への迅速な対応と効果的かつ効率的な実施のための的確な評価を行える体制を整え、H I V・エイズの発生動向や施策・事業の実施状況等を調査・分析するとともに、進捗管理と対策の見直し等の検討を行う。

【具体的な取り組み方針】

本指針では、「大目標」、「副次目標」を掲げるとともに、基本施策を設定して、施策ごとに「事業目標」及び「評価指標（数値目標）」と「具体的な取り組み方針」を提示している。

様々な取り組みを効果的かつ効率的に実施するためには、これらの進捗状況について、適宜適切に評価を受け、その結果を施策・事業にフィードバックすることが重要であり、また、取組内容に影響がある国の動向や社会情勢等の変化にあつては、それらに柔軟かつ迅速に対応していく必要があることから、評価委員会、関係者会議等の体制を整備・充実させる。

（1）エイズ対策評価委員会の開催

毎年、エイズ対策評価委員会を開催し、感染者・患者の発生動向の把握・分析や受検者像・受検者ニーズの調査・分析を行い、施策・事業の進捗状況とその効果を評価する。その結果については、各区保健福祉センター及び関係機関等に還元していくとともに、以降のエイズ対策に反映させる。

（2）関係団体・関係機関連携会議の開催

関係機関やNGO等との意見交換を行い、施策・事業に反映させる。また必要に応じて、啓発資材の開発など目的別の会議体を設置する。

（3）感染症発生動向調査解析評価検討会の開催

毎月、感染症発生動向調査解析評価検討会を開催し、後天性免疫不全症候群の発生動向について解析評価を実施する。